

大正大学 地域構想研究所 令和3年第1回防災セミナー

生活再建支援をめぐる最新動向

～罹災証明書の発行等について～

内閣府（防災担当）被災者生活再建担当
参事官補佐 辻野 満

1. 災害に係る住家の被害認定とは …P3
2. 住家の被害認定に係る近年のトピック …P7
3. 住宅再建支援に係る近年のトピック …P17
4. 参考資料 …P22

1. 災害に係る住家の被害認定とは

災害に係る住家の被害認定・罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

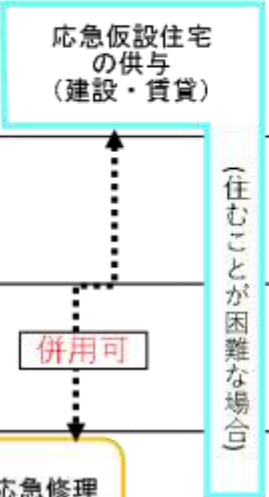
- | | | |
|-----------|-------|---------------------------------|
| ※各種被災者支援策 | 給付 | ：被災者生活再建支援金、義援金 等 |
| | 融資 | ：（独）住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等 |
| | 減免・猶予 | ：税、保険料、公共料金 等 |
| | 現物給付 | ：災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等 |

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞



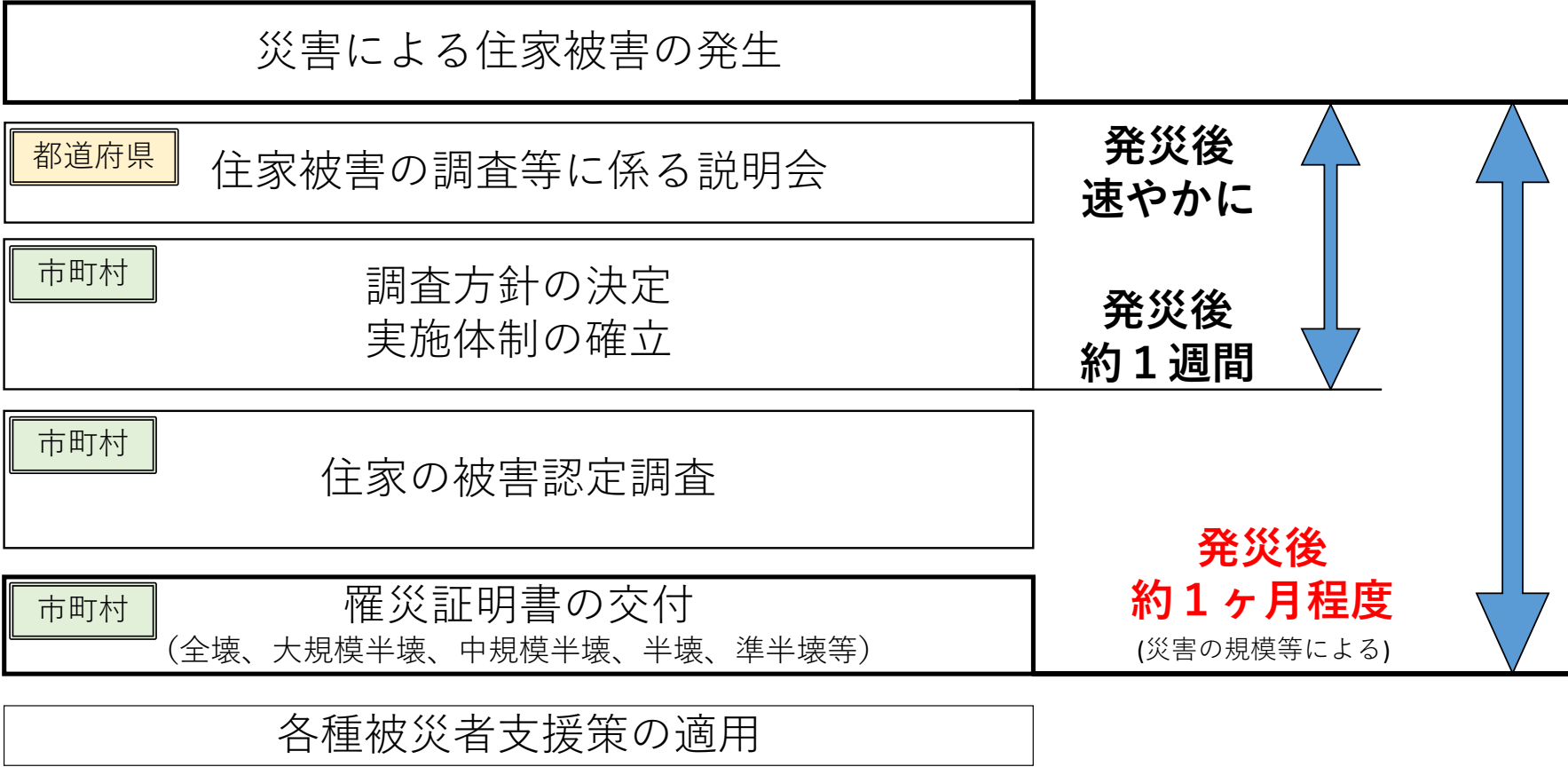
住家の被害状況と再建支援

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法※		
		建設・購入	補修	賃貸
全壊 (50%以上)	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	基礎 100万 加算 200万	基礎 100万 加算 100万	基礎 100万 加算 50万
大規模半壊 (50%未満 ～40%以上)		基礎 50万 加算 200万	基礎 50万 加算 100万	基礎 50万 加算 50万
中規模半壊 (40%未満 ～30%以上)		基礎 0 加算 100万	基礎 0 加算 50万	基礎 0 加算 25万
半壊 (30%未満 ～20%以上)		※ 長期避難世帯及び解体世帯（半壊、敷地被害）も全壊世帯と同様最大300万円を支給 ※ 特定長期避難世帯（避難指示等が通算3年を経過したものうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市区町村内に再度居住することとしているもの等）については、支給金額に70万円を加えた額を支給（その額が300万円を超えるときは、300万円） ※ 単身世帯については、上記支給額の3／4		
準半壊 (20%未満 ～10%以上)				
床上浸水	生活必需品の供与（被服・寝具等） 学用品の給与 障害物の除去（137,900円以内）			
住家の被害に関わらず可能な救助	避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬			



被害認定の流れの概要

- ・概ね発災1ヶ月程度(災害の規模等による)で罹災証明書の交付が求められる事から、被害認定調査を迅速に実施する必要がある。
- ・そのため、都道府県は、災害発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するよう努めるとともに、市町村は、発災後約1週間を目途に、調査方針を決定し、実施体制の確立に努める。



2. 住家の被害認定に係る近年のトピック

住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項

被災した住家の調査・判定に必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等（以下、「手引き等」という。）により示しているところ。

近年の災害対応においては、個々の災害ごとに様々な支援制度が設けられ、その判定にも被害認定調査の資料の活用が期待されていることから、住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項をとりまとめ、全国の自治体に周知※した。

※「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」
（令和2年7月5日付け事務連絡（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）））

【周知内容】

1. 被災者自身による写真撮影について 【被災者向け】

- 市町村職員が住家の被害認定調査を行う前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、あらかじめ、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておくよう広報を徹底すること。

2. 住家の被害認定調査に係る写真撮影について 【自治体向け】

- 被災した住家の調査・判定に当たっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要であり、この写真は、被災者から再調査依頼があった場合、依頼の内容を精査する際の根拠資料にも活用されるため、十分な枚数を撮影すること。
- 撮影に当たっては、手引き等とあわせて、下記の点に留意の上、撮影すること。
 - ✓ 被害箇所は漏れなく撮影すること。
 - ✓ 被害が客観的に良くわかるよう、各部位の撮影を実施すること。
 - ✓ 指差し確認による撮影も、後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効であること。
 - ✓ 撮影した写真データは、整理を容易にするため、カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくことが望ましいこと。 等



被災者向け広報用チラシ例

罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、被災した住家の調査・判定方法や罹災証明書の交付などの罹災証明書交付業務において、「三つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)が発生することが懸念されることから、感染防止対策をとりまとめ、全国の自治体に周知した。

※「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」

(令和2年5月27日付け府政防第950号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

【周知内容】

1. 被害認定調査等に係る市町村向け説明会の実施 【都道府県向け】

- ✓ テレビ会議システム等を活用した映像配信や、内閣府作成の映像資料を活用した研修など、感染拡大防止のための取組を事前に検討すること。
- ✓ 上記が困難である場合は、所要の感染防止対策(最小限の参加者、座席配置等による距離の確保等)を講じた上で、説明会を実施すること。

2. 被害認定調査 【市町村向け】

- ✓ 第2次調査や再調査など、住家内に立ち入り詳細調査を行う場合には、被災者の立会いが必要となることから、所要の感染防止対策(マスクの着用など被災者への感染防止依頼等)を講じた上で、調査を実施すること。

3. 罹災証明書の申請・交付 【市町村向け】

- ✓ 申請に際し、市町村の電子申請システムやマイナポータルのぴったりサービスなどによる電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討すること。
- ✓ 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討すること。
- ✓ 窓口での対応に際しては、所要の感染防止対策(受付会場内の換気、被災者同士の距離の確保等)を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化(地域別に申請・交付)等の取組を実施すること。

4. 被災者への広報 【市町村向け】

- ✓ 被害認定調査の実施時における感染防止対策(マスクの着用など被災者への感染防止依頼等)や罹災証明書の申請・交付方法(郵送対応等)などに係る広報の方法等について、事前に検討すること。

5. 業務の効率化や体制の構築等 【都道府県向け】【市町村向け】

- ✓ 各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により効率化を図ること。
- ✓ 自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努めること。

6. 必要な物資・資材やスペース等 【都道府県向け】【市町村向け】

- ✓ 発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進めること。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 (令和3年3月)の改定について

概 要

被災者生活再建支援法（令和2年12月4日公布・施行）の改正により、支援対象として追加された中規模半壊世帯（損害割合30%以上40%未満の被害（以下「中規模半壊」という。）の世帯）に関する浸水深による簡易判定の基準を設けるための検討等を行い、以下の見直しを実施。

（１）被害認定区分の見直し

判定する住家の被害の程度は、「全壊」（損害割合50%以上）、「大規模半壊」（損害割合40%以上50%未満）、「中規模半壊」（損害割合30%以上40%未満）、「半壊」（損害割合20%以上30%未満）、「準半壊」（損害割合10%以上20%未満）又は「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合10%未満）の6区分とする。

（２）水害における第1次調査フローの見直し

水害による第1次調査における浸水深による判定基準について、木造・プレハブの戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や汚泥、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合、床上0.5m以上1m未満の浸水の場合には、「中規模半壊」と判定する。

	外力による一定以上の損傷	
	発生している場合	発生していない場合
全 壊	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水	-
大規模半壊	床上1m以上1.8m未満の浸水	
<u>中規模半壊</u>	<u>床上0.5m以上1m未満の浸水</u>	
半 壊	床上0.5m未満の浸水	
準半壊	-	
準半壊に至らない（一部損壊）	床下浸水	床下浸水

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 (令和3年3月)の改定について

(3) 液状化等の地盤被害における調査フローの見直し

液状化等の地盤被害による被害認定調査について、不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満又は基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合には、半壊（損害割合20%以上30%未満）と判定する。

①又は②のいずれかに該当	① 傾斜による判定	② 住家の潜り込みによる判定
全 壊	外壁又は柱の傾斜が1/20以上	床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み
大規模半壊	不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満	床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み
中規模半壊	—	—
<u>半 壊</u>	<u>不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満</u>	<u>基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み</u>

(4) 水害によるサンプル調査における手順の明確化

サンプル調査による被害認定の調査・判定方法に係る具体的な手順を提示する。

- ・ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のすべてにおいて、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生し、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定する。
- ・ なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 (令和2年3月)の改定について

概 要

令和元年房総半島台風による被害等を踏まえ、災害救助法による住宅の応急修理制度が拡充され、一部損壊の住宅のうち半壊等に準ずる程度の被害が生じた住宅（準半壊（損害割合10%以上20%未満））について支援の対象とされたことへの対応や、令和元年地方分権改革に関する提案募集の提案事項等を踏まえ、以下の見直しを実施。

(1) 被害認定区分の見直し

判定する住家の被害の程度は、「全壊」（損害割合50%以上）、「大規模半壊」（損害割合40%以上50%未満）、「半壊」（損害割合20%以上40%未満）、「準半壊」（損害割合10%以上20%未満）又は「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合10%未満）の5区分とする。

(2) 水害における第1次調査フローの見直し

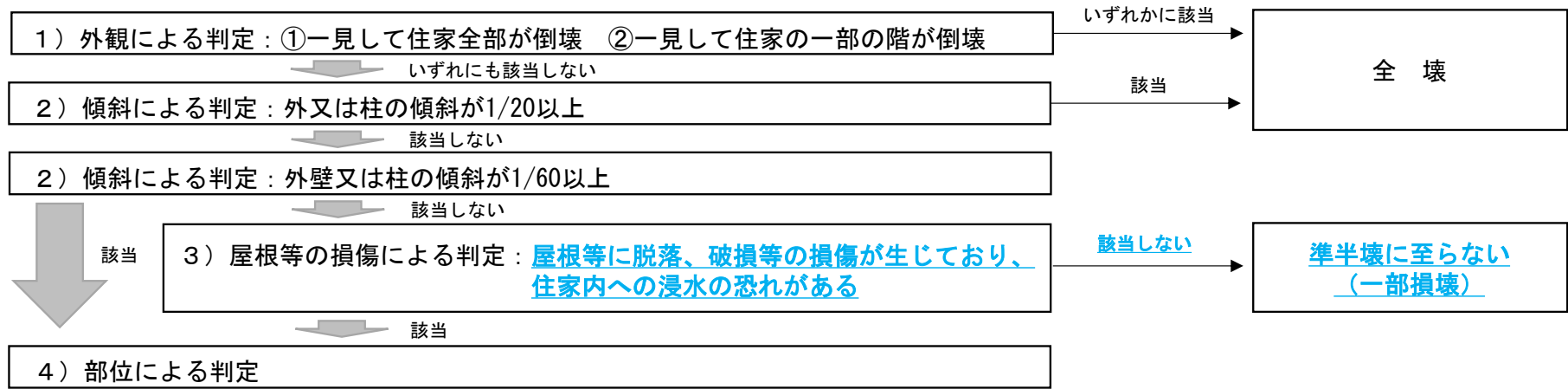
水害による第1次調査における浸水深による判定基準について、床下浸水の場合には、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

	外力による一定以上の損傷	
	発生している場合	発生していない場合
全 壊	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水	-
大規模半壊	床上1m以上1.8m未満の浸水	
半 壊	床上1m未満の浸水	
準半壊	-	
準半壊に至らない（一部損壊）	<u>床下浸水</u>	<u>床下浸水</u>

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 (令和2年3月)の改定について

(3) 風害における調査フローの見直し

風害による被害認定調査について、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがない場合には、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。



(4) 木造と非木造が混在する住家における判定方法の明確化

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

(5) 浸水被害における内壁の判定方法の具体的な目安の提示

以下のような被害が見られる場合には、再使用が不可能な程度（損傷程度V）とし、内壁面全面を損傷面積とする判定方法の具体的な目安を提示。

罹災証明書の統一様式

近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出ていたところ。

そのため、令和2年3月に罹災証明書の統一様式を全国の自治体に提示※¹した。
また、令和2年12月には、被災者生活再建支援法の改正を踏まえた改定統一様式※²を提示した。

※¹「罹災証明書の様式の統一化について」(令和2年3月30日付け府政防第737号(内閣府政策統括官(防災担当))
※²「罹災証明書の統一様式の改定について」(令和2年12月4日付け府政防第1747号(内閣府政策統括官(防災担当))

【提示概要】

- 必須記載事項（世帯主住所・世帯主氏名・罹災原因・被災住家の所在地、住家の被害の程度）については、幅の変更は可能だが、配置順及び記載内容については変更しないこと。（**統一項目**）
- 動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいこと。（災害対策基本法第90条の2第1項に規定する「罹災証明書」は、災害による**住家の被害**程度のみが必須の証明事項。）
- 必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載が可能であること。（**追加記載項目**）
- 住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要であることから、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等を参考に周知に努めること。（**再調査の周知**）



（添付欄）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年 月 日
------	-------

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に近しい（一部倒壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家は、昭和35年（昭和36年）生活の幸福の増進に資するに必要とするものとして、その内容に限定している。この限りにおいて、昭和35年（昭和36年）生活の幸福の増進に資するに必要とするものとして、その内容に限定している。この限りにおいて、昭和35年（昭和36年）生活の幸福の増進に資するに必要とするものとして、その内容に限定している。

上記のとおり、間違いないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

罹災証明書の統一様式

罹災証明書の交付に係る運用

罹災証明書の交付枚数や代理申請については、統一的に運用することが適切であることから、発災時における対応について、全国の自治体に周知※した。

※「罹災証明書の交付に係る運用について」

(令和2年3月30日付け事務連絡(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)))

【周知内容】

(1) 罹災証明書の交付枚数について

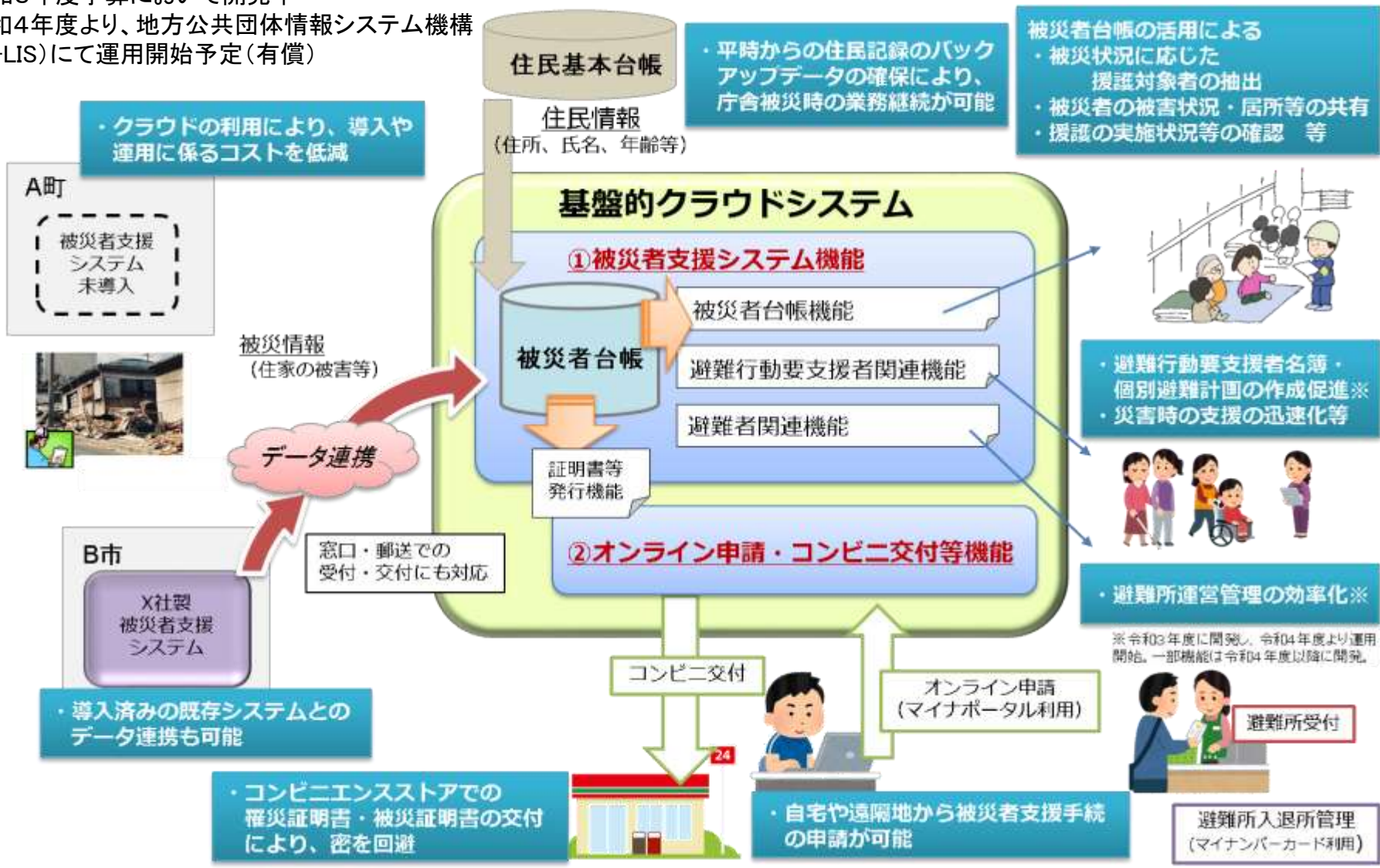
- 罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の様々な被災者支援策の適用を判断する基礎的資料として活用されていることから、被災者によっては複数枚必要となる場合がある。そのため、申請があれば複数枚の交付（原本の交付枚数を1枚とし、被災者が複数枚の交付を求める場合には、原本証明を行うことで対応することを含む。）を認めるよう対応すること。

(2) 罹災証明書の代理申請について

- 発災時においては、罹災証明書の交付申請に当たり、高齢である、遠隔地に避難しているなど様々な理由により、被災者本人が申請に来られない場合がある。そのため、代理人による申請も認めるよう対応すること。

基盤的クラウドシステムについて～全体イメージ（案）～

※ 令和3年度予算において開発中
令和4年度より、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にて運用開始予定（有償）



3. 住宅再建支援に係る近年のトピック

災害救助法による住宅の応急修理（一部損壊）に係る支援の内容

平成25年内閣府告示第228号に基づく災害救助法による被災した住宅の応急修理に係る内容を改正
（令和元年10月23日内閣府告示第378号）

（被災した住宅の応急修理）

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

三 [略]

本改正は、公布日から施行され、改正後の規定は、令和元年8月28日から適用

支援の内容

	災害救助法による住宅の応急修理（一部損壊）
対 象	損害割合10%以上20%未満の住家
対象工事	屋根、居室、炊事場及び便所など日常生活に必要欠くことのできず、緊急に修理が必要な個所の工事
契約方法	市町村が修理業者と契約 (残工事があれば、所有者等が修理業者と契約)
限度額	30万円

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

<背景・課題>

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

**応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅
への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援**

<概要>

- ・ 対象 : 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・ 使用期間 : 災害の発生の日から原則6ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）
- ・ 支出費用 : 実費（地域の実情に応じた額）

被災者生活再建支援金の支給対象拡充（令和2年12月）

被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めるため、都道府県が拠出した基金から被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行う措置を定める法律。

改正趣旨・概要

支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）を追加する。

1. 被災世帯の追加

第2条第2号に規定する被災世帯に、中規模半壊世帯を追加する。

2. 中規模半壊世帯に対する支援金の額

中規模半壊世帯に対する支援金の支給額を、住宅の再建手段に応じて定める。（今回の追加箇所：黄色網掛け部分）

被災世帯の区分	損害割合（※）	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

3. 経過措置

令和2年7月3日以後に発生した自然災害（令和2年7月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯に対する支援金の支給については、新法の規定を適用する。

改正効果

中規模半壊世帯を支援金の支給対象に追加することにより、被災地の住まいの再建の迅速化が図られる。

施行期日

令和2年12月4日

住家の被害状況と再建支援（再掲）

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法※		
		建設・購入	補修	賃貸
全壊 (50%以上)	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	基礎 100万 加算 200万	基礎 100万 加算 100万	基礎 100万 加算 50万
大規模半壊 (50%未満 ～40%以上)		基礎 50万 加算 200万	基礎 50万 加算 100万	基礎 50万 加算 50万
中規模半壊 (40%未満 ～30%以上)		基礎 0 加算 100万	基礎 0 加算 50万	基礎 0 加算 25万
半壊 (30%未満 ～20%以上)		※ 長期避難世帯及び解体世帯（半壊、敷地被害）も全壊世帯と同様最大300万円を支給 ※ 特定長期避難世帯（避難指示等が通算3年を経過したものうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市区町村内に再度居住することとしているもの等）については、支給金額に70万円を加えた額を支給（その額が300万円を超えるときは、300万円） ※ 単身世帯については、上記支給額の3／4		
準半壊 (20%未満 ～10%以上)				
床上浸水	生活必需品の供与（被服・寝具等） 学用品の給与 障害物の除去（137,900円以内）			
住家の被害に関わらず可能な救助	避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬			

4. 参考資料

東日本大震災に際し、罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかったことを踏まえ、市町村長の義務として、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが、平成25年6月の改正により災害対策基本法に位置付けられた。

■災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抜粋)

(罹災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(参考) 罹災証明書の交付（防災基本計画における位置付け）

市町村による罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備、都道府県による発災後の速やかな説明会開催、被災市町村の体制・資機材支援、調査・判定方法の調整等が、防災基本計画に位置付けられている。

■防災基本計画（令和3年5月 中央防災会議決定）

■共通 ■都道府県 ■市町村

第2編 各災害に共通する対策編

※「第3編 地震災害対策編」、「第4編 津波災害対策編」、「第5編 風水害対策編」、「第6編 火山災害対策編」、「第7編 雪害対策編」にも同様の記載あり

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及

○ 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 11 災害復旧・復興への備え (3) 罹災証明書の発行体制の整備

○ 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

○ 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

○ 都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○ 都道府県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

○ 都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

○ 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

○ 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

○ 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。